

---

令和元年 第4回(定例)周防大島町議会会議録(第3日)

令和元年12月20日(金曜日)

---

議事日程(第3号)

令和元年12月20日 午前9時30分開議

- 日程第1 議案第1号 令和元年度周防大島町一般会計補正予算(第3号)(討論・採決)
- 日程第2 議案第2号 令和元年度周防大島町国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)  
(討論・採決)
- 日程第3 議案第3号 令和元年度周防大島町後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第2号)  
(討論・採決)
- 日程第4 議案第4号 令和元年度周防大島町介護保険事業特別会計補正予算(第3号)(討論・採決)
- 日程第5 議案第5号 令和元年度周防大島町下水道事業特別会計補正予算(第2号)(討論・採決)
- 日程第6 議案第6号 令和元年度周防大島町農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)  
(討論・採決)
- 日程第7 議案第7号 令和元年度周防大島町渡船事業特別会計補正予算(第3号)(討論・採決)
- 日程第8 議案第8号 令和元年度周防大島町水道事業特別会計補正予算(第1号)(討論・採決)
- 日程第9 議案第9号 令和元年度周防大島町病院事業特別会計補正予算(第2号)(討論・採決)
- 日程第10 議案第10号 周防大島町会計年度任用職員の給与等に関する条例の制定について  
(委員長報告・質疑・討論・採決)
- 日程第11 議案第11号 周防大島町一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正について  
(討論・採決)
- 日程第12 議案第12号 周防大島町病院事業管理者が医師である場合の給与等に関する条例の一部改正について(討論・採決)
- 日程第13 議案第13号 周防大島町立小学校及び中学校設置条例の一部を改正する条例の一部改正について(討論・採決)
- 日程第14 議案第14号 周防大島町簡易水道事業給水条例及び周防大島町水道事業給水条例の

一部改正について（討論・採決）

- 日程第15 議案第15号 周防大島町水道事業の設置等に関する条例の全部改正について（討論・採決）
- 日程第16 議案第16号 周防大島町公共下水道設置及び管理条例の全部改正について（討論・採決）
- 日程第17 議案第17号 周防大島町農業集落排水処理施設設置及び管理条例の全部改正について（討論・採決）
- 日程第18 議案第18号 周防大島町漁業集落排水処理施設設置及び管理条例の全部改正について（討論・採決）
- 日程第19 議案第19号 周防大島町ながうらスポーツ滞在型施設等の指定管理者の指定について（討論・採決）
- 日程第20 病院事業改革等特別委員会報告
- 日程第21 議員派遣の件について

---

本日の会議に付した事件

- 日程第1 議案第1号 令和元年度周防大島町一般会計補正予算（第3号）（討論・採決）
- 日程第2 議案第2号 令和元年度周防大島町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）（討論・採決）
- 日程第3 議案第3号 令和元年度周防大島町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）（討論・採決）
- 日程第4 議案第4号 令和元年度周防大島町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）（討論・採決）
- 日程第5 議案第5号 令和元年度周防大島町下水道事業特別会計補正予算（第2号）（討論・採決）
- 日程第6 議案第6号 令和元年度周防大島町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）（討論・採決）
- 日程第7 議案第7号 令和元年度周防大島町渡船事業特別会計補正予算（第3号）（討論・採決）
- 日程第8 議案第8号 令和元年度周防大島町水道事業特別会計補正予算（第1号）（討論・採決）
- 日程第9 議案第9号 令和元年度周防大島町病院事業特別会計補正予算（第2号）（討論・採決）

- 日程第10 議案第10号 周防大島町会計年度任用職員の給与等に関する条例の制定について  
(委員長報告・質疑・討論・採決)
- 日程第11 議案第11号 周防大島町一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正について  
(討論・採決)
- 日程第12 議案第12号 周防大島町病院事業管理者が医師である場合の給与等に関する条例の  
一部改正について (討論・採決)
- 日程第13 議案第13号 周防大島町立小学校及び中学校設置条例の一部を改正する条例の一部  
改正について (討論・採決)
- 日程第14 議案第14号 周防大島町簡易水道事業給水条例及び周防大島町水道事業給水条例の  
一部改正について (討論・採決)
- 日程第15 議案第15号 周防大島町水道事業の設置等に関する条例の全部改正について (討  
論・採決)
- 日程第16 議案第16号 周防大島町公共下水道設置及び管理条例の全部改正について (討論・  
採決)
- 日程第17 議案第17号 周防大島町農業集落排水処理施設設置及び管理条例の全部改正につい  
て (討論・採決)
- 日程第18 議案第18号 周防大島町漁業集落排水処理施設設置及び管理条例の全部改正につい  
て (討論・採決)
- 日程第19 議案第19号 周防大島町ながうらスポーツ滞在型施設等の指定管理者の指定につい  
て (討論・採決)
- 日程第20 病院事業改革等特別委員会報告
- 日程第21 議員派遣の件について

---

出席議員 (14名)

1番 藤本 浄孝君	2番 新田 健介君
3番 吉村 忍君	4番 砂田 雅一君
5番 田中 豊文君	6番 吉田 芳春君
7番 平野 和生君	8番 松井 岑雄君
9番 小田 貞利君	10番 新山 玄雄君
11番 中本 博明君	12番 久保 雅己君
13番 尾元 武君	14番 荒川 政義君

---

欠席議員（なし）

---

欠 員（なし）

---

事務局出席職員職氏名

事務局長 舛本 公治君                      議事課長 大川 博君  
書 記 池永祐美子君

---

説明のため出席した者の職氏名

町長	……………	椎木 巧君	代表監査委員	……………	西本 克也君
副町長	……………	岡村 春雄君	教育長	……………	西川 敏之君
病院事業管理者	……………	石原 得博君	総務部長	……………	中村 満男君
産業建設部長	……………	林 輝昭君	健康福祉部長	……………	近藤 晃君
環境生活部長	……………	豊永 充君	久賀総合支所長	……………	藤井 正治君
大島総合支所長	……………	山本 勲君	東和総合支所長	……………	大川 渉君
橘総合支所長	……………	中村 光宏君			
会計管理者兼会計課長	……………				大下 崇生君
教育次長	……………	永田 広幸君	病院事業局総務部長	…	大元 良朗君
総務課長	……………	中元 辰也君	財政課長	……………	重富 孝雄君

---

午前9時30分開議

○議長（荒川 政義君） 改めまして、おはようございます。

12月19日の本会議に続き、お疲れさまでございます。これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付してあるとおりです。

---

日程第1. 議案第1号

日程第2. 議案第2号

日程第3. 議案第3号

日程第4. 議案第4号

日程第5. 議案第5号

日程第6. 議案第6号

日程第7. 議案第7号

日程第8. 議案第8号

日程第9. 議案第9号

○議長（荒川 政義君） 日程第1、議案第1号令和元年度周防大島町一般会計補正予算（第3号）から、日程第9、議案第9号令和元年度周防大島町病院事業特別会計補正予算（第2号）までの9議案を一括上程し、これを議題とします。

本会期初日に質疑は全て終了しておりますので、これから討論、採決に入ります。

議案第1号、討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、討論を終結します。

これから起立による採決を行います。議案第1号令和元年度周防大島町一般会計補正予算（第3号）について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（荒川 政義君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第2号、討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、討論を終結します。

これから起立による採決を行います。議案第2号令和元年度周防大島町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（荒川 政義君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第3号、討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、討論を終結します。

これから起立による採決を行います。議案第3号令和元年度周防大島町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（荒川 政義君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第4号、討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、討論を終結します。

これから起立による採決を行います。議案第4号令和元年度周防大島町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（荒川 政義君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第5号、討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、討論を終結します。

これから起立による採決を行います。議案第5号令和元年度周防大島町下水道特別会計補正予算（第2号）について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（荒川 政義君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第6号、討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、討論を終結します。

これから起立による採決を行います。議案第6号令和元年度周防大島町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（荒川 政義君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第7号、討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、討論を終結します。

これから起立による採決を行います。議案第7号令和元年度周防大島町渡船事業特別会計補正予算（第3号）について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（荒川 政義君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第8号、討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、討論を終結します。

これから起立による採決を行います。議案第8号令和元年度周防大島町水道事業特別会計補正予算（第1号）について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（荒川 政義君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第9号、討論はございませんか。砂田議員。

○議員（4番 砂田 雅一君） この補正予算では、期末勤勉手当の改定で、一般の職員は

4. 5 カ月分の支給に改定されますが、病院の職員に限り 4. 4 カ月分に抑えられています。

病院の職員に、病院の赤字の責任が何らないにもかかわらず、こうした格差を持ち込むことに對して、断じて反対をいたします。

○議長（荒川 政義君） 賛成討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） 反対討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、討論を終結します。

これから起立による採決を行います。議案第 9 号令和元年度周防大島町病院事業特別会計補正予算（第 2 号）について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（荒川 政義君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第 10、議案第 10 号

○議長（荒川 政義君） 日程第 10、議案第 10 号周防大島町会計年度任用職員の給与等に関する条例の制定についてを議題とします。

1 2 月 10 日の本会議において、総務文教常任委員会に付託いたしました付託案件について、総務文教常任委員長から委員会審査報告書が提出されておりますので、常任委員会での経過並びに結果の報告を求めます。久保総務文教常任委員長。

○総務文教常任委員長（久保 雅己君） 総務文教常任委員会を代表いたしまして、本委員会に付託されました議案第 10 号についての審査における経過並びに結果について、御報告を申し上げます。

当委員会は、1 2 月 10 日、委員全員出席のもと付託された案件の審査を行いました。

議案審査の過程における発言のうち、主なものについて申し上げます。

委員から、パートタイム会計年度任用職員で、期末手当の対象が、正規職員の労働 4 分の 3 以上とのことだが、どれくらいの勤務時間で対象になるのかとの質問に対し、1 週間当たり 29 時間を超える勤務となりますとの答弁でした。

また、フルタイムの任用職員は給料が上がるとのことだが、何年か継続した雇用になるのか。また、どういう場合が賞与の対象になるのかとの質問については、会計年度ごとの雇用になるので全て 1 年です。また、賞与の対象は 6 カ月以上任用する者を対象としますので、翌年の 3 月 31 日までの 1 年間の雇用ということであれば、6 月から賞与の支給対象になりますとのことでした。

続いて、別の委員からは、業務の性質上、翌年度以降も継続した雇用もあるのか。例として、図書館や保育園など、継続する業務も会計年度で一旦雇用を打ち切ることになるのかとの質問に対し、図書館の業務としての仕事は毎年ありますが、会計年度任用職員という制度自体が、その年度での任用となるため、一旦雇用を打ち切ることになりますとの答弁でありました。

さらに続けて、行政のサービスの質を確保する観点から、児童クラブなど経験豊富な方を継続して雇用するほうが良いと思われるが、1年で打ち切り、選考によって次を決めるということかとの質問に対し、優秀な方は、引き続き業務を行ってほしい場合もあると思われるが、あくまでも1年の雇用という制度に沿った対応とさせていただきます。選考の結果として継続という形になることもありますとの答弁でありました。

別の委員からは、経験を積んだ優秀な人材が次の雇用に活かされるということが条文の中にはないが、町独自の取り扱いとしてできないものかとの質問に対し、この条例には規定されていないが、会計年度任用職員にも人事評価制度が適用され、その人事評価結果が次の年度の選考の判断に反映されることはありますとの答弁でした。

続けて、委員から、人事評価とは、業績評価でランク付けをするのかとの質問に対して、人事評価の内容は正規職員の人事評価のように細分化したものにはならず、評価項目が変わるものになりますとの答弁でした。

続けて、委員から、人事評価も評価の仕方が問題になるが、評価の基準とかを決めて、評価者に徹底しているのかとの質問に対し、既に正規職員の人事評価は行っており、その評価内容や方法に隔たりがないよう、課長級以上の評価者研修を行い、統一的な考えのもとで評価を行いますとの答弁でありました。

以上が、議案第10号周防大島町会計年度任用職員の給与等に関する条例の制定について、本委員会に付託されました議案に対する審査における主な発言の内容であります。

その後、討論、採決を行いました。人事評価をフルタイムやパートタイム労働者に適用させることで、雇用の機会や給与に影響を与えることと民間委託を進めることで公共での職域が狭まり、非正規雇用者が増えることにもつながる。

また、正規雇用が原則であって、若い人が働いている役場の職場として、生活を保障できる安定した継続雇用にも逆行しているし、地方公務員法が定められている無期限の任用という原則にも逆行しているので反対するとの反対討論がありました。

一方、雇用の形態は個人個人で違うと思う。短時間だけ働きたいとか、子育てに影響のない範囲で働きたいとか、全ての方が一様にフルタイムで雇用を望んでいるわけではないと思っていますので、自分の理想の働く形を細かくつくっていくのは良いことではないかと考えているので、このたびの条例制定には賛成するとの賛成討論がありました。



採決の結果、議案第10号周防大島町会計年度任用職員の給与等に関する条例の制定については、賛成多数で原案のとおり可決するものと決定いたしました。

以上をもちまして、総務文教常任委員会の報告を終わります。

○議長（荒川 政義君） 総務文教常任委員長の報告が終わりましたので、これから質疑に入ります。総務文教常任委員長に対する質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、質疑を終結いたします。総務文教常任委員長、お疲れさまでございました。

これから討論、採決に入ります。議案第10号、討論はありませんか。砂田議員。

○議員（4番 砂田 雅一君） 反対討論を行います。

来年4月のスタート時点では、フルタイム・パートタイムの会計年度任用職員の給与や賃金が、今よりも良くなるという点では賛成できます。

しかし、この制度は全てのパートタイム、フルタイム会計年度任用職員が、1年限りで一旦雇い止めとなり、正規雇用が原則である公務員の職場環境を、原則、1年雇用の非正規雇用を合法化し、非正規雇用を広げ進めることになりかねないものであり反対です。

答弁でも、役場業務の民間委託を進めるとしており、民間委託された部門の事業がなくなれば、職員の雇用の場そのものが奪われることにもなり得ます。

また、ただでさえ立場の弱い会計年度任用職員に人事評価を当てはめることにも異論があります。職員の削減とともに非正規化が進むことが懸念されます。

あくまでも正規雇用が原則とすべきであり、若い人が多く働く職場として、生活を保障できる雇用、安定した雇用に逆行するものとして反対をいたします。

また、地方公務員法が定めている無期限任用の原則からも逆行するものとして反対をいたします。

○議長（荒川 政義君） 次に、賛成討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） 反対討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、討論を終結します。

これから起立による採決を行います。議案第10号周防大島町会計年度任用職員の給与等に関する条例の制定について、委員長報告は可決すべきものであります。委員長報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（荒川 政義君） 起立多数であります。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

---

日程第 1 1. 議案第 1 1 号

日程第 1 2. 議案第 1 2 号

日程第 1 3. 議案第 1 3 号

日程第 1 4. 議案第 1 4 号

日程第 1 5. 議案第 1 5 号

日程第 1 6. 議案第 1 6 号

日程第 1 7. 議案第 1 7 号

日程第 1 8. 議案第 1 8 号

日程第 1 9. 議案第 1 9 号

○議長（荒川 政義君） 日程第 1 1、議案第 1 1 号周防大島町一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正についてから、日程第 1 9、議案第 1 9 号周防大島町ながうらスポーツ滞在型施設等の指定管理者の指定についてまでの 9 議案を一括上程し、これを議題とします。

本会期初日に質疑は全て終了しておりますので、これから討論、採決に入ります。

議案第 1 1 号、討論はございませんか。砂田議員。

○議員（4 番 砂田 雅一君） 一般職の職員、船舶職職員に関する条例の改正については賛成をいたします。

しかし、町議会議員の報酬、費用弁償、期末手当に関する条例、町長等の給与及び旅費に関する条例には反対をいたします。

特に、この議会では、病院職員の期末手当の据え置きが議決されたばかりですが、病院職員だけは据え置いて、議員や町長などは引き上げるというのは、病院職員の感情から見ておかしいものであり、到底納得できるものではないと想像します。

今回は据え置くべきものであるという点から反対をいたします。

○議長（荒川 政義君） 賛成討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） 反対討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、討論を終結します。

これより起立による採決を行います。議案第 1 1 号周防大島町一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（荒川 政義君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第12号、討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、討論を終結します。

これより起立による採決を行います。議案第12号周防大島町病院事業管理者が医者である場合の給与等に関する条例の一部改正について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（荒川 政義君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第13号、討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、討論を終結します。

これより起立による採決を行います。議案第13号周防大島町立小学校及び中学校設置条例の一部を改正する条例の一部改正について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（荒川 政義君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第14号、討論はございませんか。砂田議員。

○議員（4番 砂田 雅一君） 本条例は、水道事業を一部民営化するというものであり反対です。

民間委託の内容と、その委託の目的については、一般質問等で確認をいたしました。まず、窓口業務を新たに柳井市役所の中に、水道料の支払い窓口を設け、そこでの支払いもできるようにするというものですが、行政効果に疑問があることはもとより、窓口業務を民間企業に任せることそのものに反対です。

委託する業者も、地元事業者には全く縁もゆかりもない業者であり、大企業のグループ会社であることにも反対です。

また、地方自治法施行令158条には、使用料や手数料などの歳入については、その収入の確保及び住民の便益の増進に寄与すると認められる場合に限り私人に委託できるとあります。

本町の委託は、町の財政的な縮減や将来の県東部の水道事業の統合に向けた第一歩のためというのが委託の目的であり、町民の利便性の増進とは無縁であります。

それだけ、使用料の民間委託には慎重に行うべきであるというのがこの条文の趣旨でもあり、この法的な趣旨にも反するものです。法令の遵守という点からも反対です。

この民間委託の目的の一つである、県東部の市町の水道事業の統合の第一歩であるという点について、本町の水道料は、今でも広域水道であることで、県内でトップクラスの高い水になっています。

仮に、弥栄ダムからではなく、町内で必要な水源を確保し供給すれば、今よりかなり安い水になるし、災害にも強い水道になっていたであろうことを考えても、この上、広域に統合するのであれば、これらの問題はさらに解決を困難にしてしまいます。

政府は、水道の広域化、民営化の推進という基本的な政策を打ち出していますが、この政策の転換を求め、各市町村の独自判断を尊重することを政府に求めるか、あるいは周防大島町が島であるという条件的な特殊性を認めてもらい、町内で水源を確保しても、財政的な支援を受けられるようにならなければ、いつまでたっても高い水を飲むことになってしまいかねません。

この議案が広域の統合の第一歩だとする今回の一部民営化は、そういう大きな問題、重要な問題をはらんでいるものであり反対をいたします。

○議長（荒川 政義君） 賛成討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） 反対討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、討論を終結いたします。

これより起立による採決を行います。議案第14号周防大島町簡易水道事業給水条例及び周防大島町水道事業給水条例の一部改正について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（荒川 政義君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第15号、討論はございませんか。田中議員。

○議員（5番 田中 豊文君） 議案第15号について、反対の立場で討論させていただきます。

一言だけ、今回、公営企業会計の適用ということで条例が上がってきておりますが、いきなりの話で、これは平成29年に方針決定をされて、内部でですね、それで2年半余り検討されて、今回、いきなり条例改正の提案ということで、プロセスに問題がある。

その方針決定をされた平成29年の段階で、方針決定をできればする前に、議会に対して全協等で説明があってしかるべき、それから公営企業会計の適用を準備を進めるという手順を踏んで進めるのが適当な、適正なやり方であり、それを欠いておりますので、この条例案には反対をさせていただきます。

○議長（荒川 政義君） 次に、賛成討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） 反対討論はございませんか。砂田議員。

○議員（4番 砂田 雅一君） 本条例は水道事業、農業集落排水事業、漁業集落排水事業など、下水道事業も新たに公営企業会計にすることが主な内容となっています。

公営企業会計にすると、地方自治法96条で定められている議決事項の適用がなくなり、公営企業法の適用を受けるということになります。これによって議決が要らなくなるのは、財産の交換、不動産の信託、財産の取得及び処分などです。

議会の議決が要らなくなるということは、議会のチェックが遠のき、町民の目からも遠ざかってしまう可能性が高いこととなります。

これまで、公営企業会計はわかりにくいという感想を持ってきましたが、そういう状況がさらに広がってしまうということにも反対をいたします。

なお、議案16号から18号までは、同じように公営企業会計に変更することによる改正案ですので、同じ考えを持っています。

○議長（荒川 政義君） 討論を終結します。

これより起立による採決を行います。議案第15号周防大島町水道事業の設置等に関する条例の全部改正について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（荒川 政義君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第16号、討論はございませんか。田中議員。

○議員（5番 田中 豊文君） 議案第16号につきまして、反対の討論をいたします。

これは、もう何をもって反対というのか、執行部の方もよくおわかりと思いますが、26条、手数料の徴収ということがありまして、ここで指定工事店の申請手数料、更新手数料が定められておりまして、質疑では既存の条例、改正前の条例がその根拠だという驚くべき御答弁がございました。

9月議会で、水道の同様の給水工事の工事店の手数料の、更新手数料の、これは法改正に伴うものということで改正があったばかりでありまして、今回、この金額が従来の金額がこれだから、根拠ははっきりわからないけど、根拠としての資料はないけど、現行の条例を根拠として、この料金は変えないんだというような御答弁がありまして、そういうことでは、いつまでたっても適正な使用料の設定というものはできないのでありまして、ちょっとまた恒例の、ほかの自治体の議案資料がありますが、これにはきちんと水道の更新手数料とあわせて下水道の指定工事店の手数料も改正しますと、両方一緒に同額にしていると。

申請とか、許可、更新申請に係る役場の、町の業務に対する手数料なんで、それが水道と下水

で大きく差があるというのも、ちょっと不合理的な話で、全く理解できません。そうした観点から、この条例案には、ここの条項だけをもってしても理解できるものではありませんので、反対とさせていただきます。

○議長（荒川 政義君） 賛成討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） 反対討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、討論を終結します。

これより起立による採決を行います。議案第16号周防大島町公共下水道設置及び管理条例の全部改正について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（荒川 政義君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第17号、討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、討論を終結します。

これより起立による採決を行います。議案第17号周防大島町農業集落排水処理施設設置及び管理条例の全部改正について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（荒川 政義君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第18号、討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、討論を終結します。

これより起立による採決を行います。議案第18号周防大島町漁業集落排水処理施設設置及び管理条例の全部改正について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（荒川 政義君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第19号、討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、討論を終結します。

これより起立による採決を行います。議案第19号周防大島町ながうらスポーツ滞在型施設等の指定管理者の指定について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（荒川 政義君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

## 日程第20. 病院事業改革等特別委員会報告

○議長（荒川 政義君） 日程第20、病院事業改革等特別委員会に付託している、病院事業の健全運営並びに安心安全を確保するための今後の医療体制についての調査研究についてを議題といたします。

議長宛てに報告書が提出されましたので、お手元に配付させていただいております。

それでは、病院事業改革等特別委員会新山委員長に発言を求めます。新山委員長。

○病院事業改革等特別委員長（新山 玄雄君） 病院事業改革等特別委員会を代表し、病院事業の健全運営並びに町民の安心安全を確保するための今後の医療体制についての調査・研究を行うことを目的に活動を行ってきたことに関し、次のとおり報告いたします。

病院事業の経営は、例年、赤字経営が続き、合併時に89億円を超える施設整備基金を有していたものが、経営のための取り崩しで、現在では41億円まで減少し、このままの状況では、数年先に確実に経営が成り立たなくなることから、私ども議員の任期中に病院事業の経営についての方向性を定めなくてはならないと、平成30年12月11日に病院事業改革等特別委員会を設置いたしました。

以降、病院事業局から、コンサルタントである株式会社日本経営の分析に基づく経営状況の説明を受け、現在の病院事業の医療等提供体制を根本から見直し、何としてでも周防大島町に病院を残すとの強い思いで取り組んでまいりました。

この1年間の活動の概略に関しましては、病院事業局各施設の職員との意見交換や、大島郡医師会の開業員の先生方との意見交換、さらには介護施設の関係者との懇談、先進事例として山陽小野田市民病院での統廃合事例の研修などを合わせると、都合17回の委員会会議や調査を行ってきました。

また、改革に対する議員全員の共通理解を図るため、全員協議会も7回開催されました。

令和元年9月25日の全員協議会では、東和病院を介護医療院へ転換することで議員各位への共通理解を図り、住民説明会を開催していただくことになっておりました。

しかし、この全員協議会の後、病院の設置許可者である山口県に介護医療院の開設について協議、調整に伺ったところ、国においても公立病院の改革に大きな動きが出ている。山口県も2025年に向け、医療提供体制、医療需要を踏まえた山口県地域医療構想を策定しており、柳井圏域においては、柳井医療圏地域医療構想調整会議の中で、今後、構想の実現に向けた取り組みが推進されていくこととなる。

周防大島町におかれては、町立病院への入院患者の状況から、大島郡の医療受給バランスを考

え、国の方針に即した療養型病床を残すほうが良いのではないかと、また、改編協議の当初には不可能と言われていた介護保健施設から介護医療院への転換も可能であるとのことから、介護老人保健施設やすらぎ苑を廃止し、介護施設に医療を加えた施設となる介護医療院2型への転用が現時点では最良の対応になるのではないかと提案を受けたとのことであります。

これを受け、病院事業局では、コンサルタントに再度財政分析を依頼し、小規模な改修を加えることで介護医療院2型に転用すれば、老人保健施設やすらぎ苑に入所している方々や、現在、大島病院や東和病院の急性期から地域包括ケア病床に入院している方々の退院後の処遇受け皿となる在宅扱いの施設として、病院・病床の効率的運用が図られるとのことであります。

このことは、病院事業局全体としての収入増につながるのとことから、老人保健施設やすらぎ苑を介護医療院2型に転用する最終案に変更したとのことでした。

また、数年のうちに、医療制度や介護保険制度の改正が控えていることから、令和5年までを第1期の改革期間として取り組み、第1期の改編計画途上においても、逐次、経営状況を検証しながら、基金残高が20億円を割り込みそうな状況となれば、さらに厳しく第2期の改革に取り組むとのことであります。

これらのことを踏まえ、12月5日に開催した議会全員協議会で、介護老人保健施設やすらぎ苑を廃止し、介護医療院2型に転換する案として、議員各位の共通理解を図った上で、急な取り組みでありましたが、町内の4地区での住民説明会が行われました。

第1期の改編計画を要約いたしますと、1、橘病院は、令和2年4月1日に36床の病院から19床の有床診療所に転換する。

2、東和病院については、令和2年4月1日に114床から15床削減し99床に規模縮小するとともに、東棟を療養病床に転換、さらに、そのうち16床を収益性で有利になる地域包括ケア病床に転換するとともに、令和3年4月には、さらに地域包括ケア病床に増床転換し34床とすることでの収益性の向上を図る。

3、介護老人保健施設やすらぎ苑については、令和3年3月31日で廃止し、在宅施設扱いとなる定員50名の介護医療院2型として令和3年4月1日に開設することで、病院の稼働率の向上を目指す。

4、居宅介護支援事業所やすらぎを、大島病院にある居宅介護支援事業所おおしまに統合集約する。

5、病院事業局が行うがん検診事業は、令和3年3月31日で廃止する。

6、検診事業の廃止にあわせ、総務部業務課を令和3年3月31日で廃止するとのことであります。

医療や介護は、それぞれの施設での人員配置基準が定められており、施設の規模により所定の



職員を配置しなければならないということになります。

人口の減少により、患者数が減少していくことで、医業収入は減少しますが、施設規模を維持する経費が減少しないのであれば、経営環境が悪化していくことは当然のことであり、このまま赤字経営を続けていくことを議会としても容認はできないところであります。

一方、在宅独居の高齢者が多い周防大島町においては、住民の健康で安心して暮らせる生活を守ることも必要です。その状況をしっかり把握し、周防大島町に医療を残していかなければなりません。

今回の第1期の改編計画は、病院事業の改革のスタートであります。病院事業局には、医療・介護の両制度の動向も見据え、第1期の改革を住民第一の目線でしっかりと検証し、全力で取り組んでいただくため、次の提言を行います。

1つ、大幅な赤字経営となった反省と検証を踏まえ、改編計画に取り組む。

2つ、病院事業の改革にはダウンサイジングによる効率的な運営や運営経費の削減を念頭に置き、病院機能の選択と集中を図る。

3つ、病院事業局の職員間で改革に向けた相互理解と、執行部、医師、職員の意識改革が必要である。

4つ、介護医療院の設置に関連して、入所対象者の競合による町内介護施設の運営を圧迫することとならないよう配慮する。

5つ、医療と介護に関する住民サービスの向上に関して、町内の個人開業医、介護関係事業者との連携を強化し、施設間での相互理解や情報の共有を図るため、協議会組織を設置する。

6つ、住民の減少に伴う医療・介護サービス需要を鑑み、病院事業局において、将来は病院経営に専念する。

7つ、この改革は、町民の理解と協力を仰ぎ実行する。

最後に、町民の皆様と関係者の皆様に申し上げます。

この周防大島町に病院を残す、そして、ここに暮らす私たちが、元気で笑顔で安心して暮らすために、このたびの改革は避けて通れません。

この改革がより良い改革となりますように、皆様の御理解と御協力、そして御尽力を心よりお願い申し上げます、委員会を代表しての報告とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（荒川 政義君） 以上で、病院事業改革等特別委員会新山委員長の報告を終わります。委員長におかれましては、あるいは委員会の皆さんにおかれましては、大変、御苦労さまでございました。

続きまして、椎木町長より発言の申し出がありますので、これを許可いたします。

○町長（椎木 巧君） 私のほうからも、一言お礼を申し上げたいと思います。

この病院の運営につきましては、数年前から非常に厳しい運営が続いておるということで、毎年度の決算におきましては、監査委員さんのほうから大変厳しい、そして的確な御指摘を受けております。

そして、それに基づいて、さまざまな改善策を進めてきておったわけでございますが、しかしながら、結果的には収支が改善するまでの効果が出ていないということから、大変、苦慮いたしておったところでございます。

そこで、昨年12月11日に議会の皆さん方の御理解もいただきながら、病院事業改革等特別委員会を設置いただきました。執行部と議会が一緒になって、この地域医療をどうやって守っていくかということについて、議会のほうも大きな責任を果たしていただけたということになりまして、大変、私たちも心強い気持ちになってきたわけでございます。

そして、この改革につきましては、当然のことながらこれまでの改善策ではできなかったこと、大胆な改革をしなければならないこと、そして当然のことながら、大きな痛みも伴うということもあると思います。

今、委員長のほうから厳しい御指摘もあったわけでございますが、言うなれば、これまでの反省とか検証とかも、当然ながらきちっとやっていかなければならないということでございますが、きょうは、ここではお礼の場でございますので、くどくは申し上げませんが、実を申し上げますと、この改革に取り組む時期が大変遅くなっておるといふことも事実であろうというふうに思うわけでございます。

と申し上げますのは、昭和60年、平成になるころですか、人口が、この周防大島町に約3万人いた時代でございますが、このときに、実はこの今の改革に着手しなければならなかったんじゃないかというふうな、今は反省をしておるわけでございますが、反対に、人口が3万人おったときに、例えば病院を3つから2つにするとか1つにするとかという話が、果たしてその時代にできたのであろうかということも、大変危惧をするわけでございます。

しかしながら、その当時にそのような先を見越した改革に手をつけておかなければならなかったという反省は、大変大きく持っておるわけでございます。事業はずっと継続しているわけでございますので、その時代その時代の皆さん方にもそういうこともあると、いろんなそういう思いはあったんじゃないかと思いますが、しかしながら、それが現実的には病院の事業は、昭和60年の3万人おったときのそのままが、三十数年後、現在も続いているということに、大変大きな反省をしなければならないことがあるというふうにも思っているわけでございます。

人口に合わせた需要と供給のことを、もっと検証しながらやっていくべきだったという反省もいたしておるところでございます。

そうした中で、病院事業改革等特別委員会の皆様方におかれましては、委員長様を中心に

11回の特別委員会を開催いただきました。

この間、病院事業局を中心にいろいろと資料を出ささせていただき、またその資料を十分検討いただき、またコンサルの意見を交えながら協議をいただきました。

そして11回の委員会、そしてその11回の委員会で、そこそこである程度まとまった案を全員協議会、議員の全ての皆様方に7回も協議をいただきました。

そして、そこでいろいろと御意見をいただきながら、少しずつ修正をし、そしてまたその間には、県内の他の病院の視察もいただきましたし、また、特別委員会の委員の皆様方には、町内のいろいろな介護や福祉や医療関係や医師会や、そういう団体との意見交換も5回もやっていただいております。都合、これらを全て合わせますと、24回もの会合や委員会を開催していただきました。

そういうふうな、いろいろな多角的な面から御協議、御議論をいただきまして、今回の改革案がまとまってきたものだと思っておるところでございます。

先ほど委員長さんからもお話がありましたように、9月の25日の全員協議会である程度の案をまとめたという私たちもつもりでおったわけでございますが、その後のいろいろな状況もございまして、今、委員長さんからも報告ありました国の公立公的病院改革というふうなことも出てまいりましたし、その間、いろいろなこともございまして、12月の3日に特別委員会、そして12月の5日に全員協議会である程度の最終案ということをお示しいたいただき、そこで共通認識が得られるであろう最終案をお示しすることが、ようやくできたわけでございまして、本日の委員長報告につながったということでございます。

今、委員長さんからもお話がありましたように、この改革案は、第1期ということございまして、第1期が令和5年度までの本年度から申しますと5カ年でございまして、この5カ年の検証をしっかりし、そして、令和6年度からの2期の計画につないでいかなければならないと思っておりますが、これまでの議論の中で、1つ気になることは、皆さん方からも令和6年度以降の第2期の計画が具体的に示されていないということ、そして、示されていないということは、まさに、もっともっと大胆な改革をしなければならないのではないかという御指摘もいただいたところがあります。

まさにそのとおりで私も思っておりますが、しかしながら、第1期の計画を、これを進め、そしてそれを検証した後に第2期の計画に具体的に反映させていくというのが現実的な話ではないかと思っております。

第2期の計画は、さらにもっともっとハードなものになるのではないかというふうな感じをいたしておりますが、この第2期のハードな計画になるであろうことを、第1期のときに全て出してしまうことが本当にいいのかどうかということは、第1期のスタートが切れなければ第2期も

ないということでありますので、ぜひともそこも御理解いただきたいと思ひますし、今回、第1期の改革について、ある程度の共通認識ができたということでございますので、本日のこの本会議をもって、第1期の改革を進めるスタートにしたいと思っておりますし、これからのスケジュール間で申し上げますと、来年の3月に所要の規定や条例等の改正等をお願いいたしまして、4月、令和2年4月1日に、この改革の、第1期計画のスタートにしたいというふうに思っておりますのでございます。

このことについては、皆様方にも大変御心配をかけましたが、私と皆さん方は、来年の11月13日が一応の任期でございます。

私たちの任期中にこのスタートが切れるということは、最大の大きな一つの目標でもございました。それが何とか実現にこぎつけられるということになりましたことは、特別委員会の委員長をはじめ、特別委員会の委員の皆様、そしてまた、議会の議員の皆様の大きな御理解があったからこそだと思っております。

皆さん方からいただいた改革案について、ぜひともきちんとしたスタートを切り、そしてまた、これをきちんとした実行に移し、そして実が上がるように努力をしたいと思ひますので、今後ともどうぞよろしくお願ひいたします。大変ありがとうございました。

○議長（荒川 政義君） 町長さんにおかれましては、大変お疲れでございました。

---

### 日程第21. 議員派遣の件について

○議長（荒川 政義君） 日程第21、議員派遣の件についてを議題とします。

お諮りします。お手元に配付したとおり、議員を派遣いたしたいと思ひます。これに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（荒川 政義君） 挙手全員であります。よって、派遣することは可決されました。

次に、お諮りいたします。ただいま可決された議員派遣の内容に、今後、変更を要するときは、その取り扱いを議長に一任願ひたいと思ひますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） 異議なしと認め、決定しました。

---

○議長（荒川 政義君） 以上をもちまして、今期定例会に付議されました案件の審議は全部議了いたしました。

これにて、令和元年第4回定例会を閉会をいたします。

○事務局長（舩本 公治君） 御起立願ひます。一同、礼。

午前10時28分閉会

---

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和 年 月 日

議 長 荒川 政義

署名議員 新山 玄雄

署名議員 中本 博明